「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について

令和５年４月１日
経 済 産 業 省
公 正 取 引 委 員 会

令和５年２月２２日付けで「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集を行いました。

１．パブリックコメント実施期間等

（１）実施期間
令和５年２月２２日（水）～令和５年３月２３日（木）

（２）実施方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見提出方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

２．意見募集結果

意見提出件数：２件

３．結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

（１）結果の公示日
令和５年４月１日（土）

（２）御意見及び御意見に対する考え方
次頁参照

４．本件に対するお問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話　０３－３５８１－５４８３（直通）
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
電話　０３－３５０１－１７４９（直通）

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	●　該当箇所 改正案 P65　x iii ●　意見内容 文字が潰れてしまっているので修正するべき。 ●　該当箇所 改正案 P78　⑤　下から４行目以降の文 ●　意見内容 明確に禁止としてはどうか。 ●　理由 消費者がガスを再度利用するという選択を取るハードルを上げる行為なため。 ●　該当箇所 改正案 P79 ●　意見内容 改訂後の適用は 30 日程度期間をおいてはどうでしょうか。 ●　理由 現場の切り替えが大変なため。	●　該当箇所 改正案 P65　x iii ●　回答 御指摘を踏まえ修正しました。 ●　該当箇所 改正案 P78　⑤　下から４行目以降の文 ●　回答 一般論として、事業者の行為が独占禁止法違反に当たるかについては、調査を行った上で、行為の態様や他の事業者への影響等に基づき、個別具体的に判断するため、御意見のように一律に明確に禁止と表現することは適切でないことから、原案のとおりといたします。 ●　該当箇所 改正案 P79 ●　回答 令和５年４月１日の電気事業法の施行に伴う改正になるため同日施行といたします。
2	●　該当箇所 ― ●　意見内容 適正な電力取引のためには、まずは、電気料金の内訳の公表、利用者にわかりやすい形での公表を義務付けるべきである。 １キロワット当たり託送料金はいくらで、発電関係料金はいくらなのか。 さらに、託送料金には何が含まれ、発電関係費用には何が含まれるのかを利用者にわかる形で公表しなければならない。 託送料金の３割が東電福島原発事故の賠償費用であることを知る利用者は少ないだろうから、はっきりわかる形で、大手電力も新電力も料金の説明欄に、託送料金はいくらで、その３割は東電事故費用の負担を利用者に押し付けていると明記すべきだ。 また、各託送会社の送電網利用の内訳も利用者にわかる形で公表すべきである。 原発、火力、水力、再エネが各々何%占めるのか。新電力全体で何%、託送会社の親会社である大手電力が何%を占めるのかを利用者にわかる形で公表すべきである。 東電の値上げ申請の書類を見ると、柏崎刈羽原発の再稼働を前提として決めていると書かれているが、再稼働の見込みはゼロであることを東電は承知のはず。 なぜ、再稼働予定と書くかと言えば、そう書かなければ発電施設の固定費の５割近くを占める原発の固定費を原価算入できないからである。 そして、再稼働宣言をすることにより、送電網利用に原発発電分を入れておくことができ、新電力の再エネに使わせないことができる。 こういう仕組みを電力会社も送電子会社も利用者にわかる形で説明すべきことを義務付けて初めて適正な電力取引が実現する。 売電市場に原発の電気を入れて、将来の原発事故費用の負担をすべての電気利用者に押し付ける仕組みを改めない限り、公正で適正な電力取引は実現しない。	●　該当箇所 ― ●　回答 前段の電気料金の内訳の公表については、電力の小売営業に関する指針において定めております。後段の送配電網利用の内訳については、いただいた御意見を今後の制度検討の参考にいたします。